

「関東地区大学ボランティアセンターネットワーク」規約

(名称)

第1条 本会の名称は、「関東地区大学ボランティアセンターネットワーク（通称：ほんわかねっと）」とする。

(目的)

第2条 本会は、大学ボランティアセンター（以下、「センター」とする）のあり方を検討し、大学ボランティアコーディネーター（以下、「コーディネーター」とする）の専門性向上とセンターの存在価値を高め、認知度向上をめざす。

本会の活動を通じて、コーディネーターがエンパワメントされることで、センターの機能充実に貢献するとともに、センターにかかわる学生の自発性・社会性を育み、社会参加の機会を効果的に提供することに寄与する。

(活動)

第3条 本会は、目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 情報交換及び事例検討、研修会等の実施
- (2) 構成員限定のメーリングリスト等の運用
- (3) センターの存在価値を高め、認知度向上につながる提言活動
- (4) その他、目的を達成するために必要とされる活動

(構成員)

第4条 本会の目的に賛同し、会の活動に積極的に参画し、次の要件を満たすものを構成員とする。なお、継続については、年度ごとに意思確認を行う。

*活動年度は、4月より翌年3月とする。

- (1) 関東地区の大学ボランティアセンターもしくは大学で同等の機能を有する部署。
- (2) 会が特別に認める者、もしくは団体。

*本会構成員のほかに、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

*その他、会にはかって決定する。

(入会及び退会)

第5条 入会及び退会は書面により事務局に提出し、会で承認を得るものとする。

(会費)

第6条 構成員の本会への会費負担はなしとする。

(運営)

第7条 本会の円滑な運営のために、運営担当及び事務局を置く。運営担当及び事務局は、協力して本会の運営にあたる。

- 2 運営担当は、構成員の互選で担うものとする。
- 3 事務局は、東京ボランティア・市民活動センターが担うものとする。
- 4 運営担当の任期は4月より1年度とする。

(運営担当)

第8条 運営担当は、次の役割を担う。

- (1) 本会の運営及び総会・研究会の開催
- (2) 本会の活動企画に関する意見の取りまとめ
- (3) その他、会の運営に必要なこと

(事務局)

第9条 事務局は、次の役割を担う。

- (1) 本会の運営及び総会・研究会の開催事務
- (2) 必要に応じて、運営担当会議の招集
- (3) その他、会の事務に必要なこと

(規約の改廃)

第10条 本規約の改廃は、本会の議を経て決定する。

附則

- (1) この規約は、2022年5月20日から施行する。